

10年保存

基監発第0218002号
平成20年2月18日

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
有	無期限

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契印省略)

預金管理状況報告の当社一括報告に係る取扱いについて

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第57条第3項の規定による預金の管理の状況に関する報告（以下「報告」という。）については、平成20年2月18日付け基発第0218003号により、同一企業に属する各事業場の預金が本社等特定の事業場（以下「本社」という。）において集中管理され、一定の要件を満たす場合に、本社の使用者が、一括して本社の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「本社所轄署長」という。）に報告を行うときには、本社以外の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「事業場所轄署長」という。）に報告があったものとして差し支えないとされたところである。

これに関し、本社所轄署及び事業場所轄署における取扱いを下記のとおり定めたので、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 本社所轄署における一括報告に係る取扱いについて

本社所轄署長に一括報告がなされた場合には、従前の取扱いに加え、以下のとおり取り扱うこと。

- (1) 本社を含むすべての事業場に係る報告について、上記通達により改正された昭和52年1月7日付け基発第4号「社内預金制度の運用について」の記の第4の2の(3)の要件を満たしていることを確認すること。
- (2) (1)の確認の結果、要件を満たしていることが認められた場合には、受付を行うとともに、労働基準行政情報システム（以下「システム」という。）に入力すること。この場合、本社所轄署長になされた報告については、本社所轄署にて保管することとし、各事業場所轄署長あて当該事業場に係る報告を送付する必要は

ないこと。

- (3) (1)の確認の結果、要件を満たしていないことが認められた場合には、一括報告は認められないことから、本社以外の各事業場に係る報告を当該事業場の所轄署長に対して報告するよう指導を行うこと。
- (4) 一括報告の受付に際し、報告の相手方に対しては、後日、提出された報告に係る指導を事業場所轄署長から当該事業場に対して行う場合があることを教示すること。

2 事業場所轄署における一括報告に係る取扱いについて

- (1) 本社所轄署長に一括報告がなされた場合には、本社所轄署長から本社に対して指導を行うこととなるので、事業場所轄署においては、原則として、事業場に対して指導することは要しないこと。
- (2) 一括報告がなされた事業場の労働保険番号等の情報については、当分の間、本省監督課より都道府県労働局労働基準部監督課を經由して事業場所管署に通知することとしていること。
- (3) 通知された事業場に係る報告の内容については、システムの「預金管理状況報告情報」の検索機能により確認することができるものであること。